

第6節 金融知識の普及・消費者教育への取り組み

消費者教育については、平成12年6月の金融審議会答申において、「……今後、金融庁を中心とする関係当局は金融分野における消費者教育に積極的に取り組むべきであり、そのための具体的対応の検討が期待される」と、その必要性が述べられているところであり、金融庁においては、これを受け、12年7月の長官談話においても、「……消費者教育の充実を図り、金融商品や金融取引についての国民の理解を増進する」との基本的考え方を示したところである。

また、金融庁としては、貯蓄尊重から投資重視への政策の力点の置き換えなどを踏まえ、個人投資家の積極的な市場参加を促すような環境整備が必要との認識の下、13年8月に公表した「証券市場の構造改革プログラム」や同年9月の政府の「改革工程表」において、証券税制に関する金融庁の要望や個人投資家の証券市場への信頼向上のためのインフラ整備等とともに、投資家教育を掲げている。

これらを踏まえ、13事務年度においては、同プログラム等に盛り込まれた事項等を実施するなど、金融に関する消費者教育の充実に向け、様々な取り組みを行っている。

◆ 消費者教育への取り組み状況

1. 各種パンフレット類の配布

金融制度、金融商品等の周知を図るため、必要に応じパンフレットを作成（購入）し、財務（支）局及び財務事務所を通じて一般消費者に配布している。

（例）「新・くらしのアドバイス ―この商品・あの取引のここに注意！―」

「私たちの預金と保護のしくみ」

「金融商品の販売等に関する法律について」

2. 講演会等の実施

（1）上記のパンフレット等を使用し、財務（支）局及び財務事務所の幹部職員が一般消費者を対象に講演会を実施している。

（2）財務（支）局及び財務事務所の要請等に応じ、当庁からも講師の派遣を行うこととしている。

3. 金融庁ホームページ上に「消費者情報コーナー」を開設

13年1月、一般消費者への金融に関する情報等の提供機能を拡充し、消費者教育の充実を図ることを目的に、金融庁ホームページ上に「消費者情報コーナー」を開設したところである。

さらに、「証券市場の構造改革プログラム」及び「改革工程表」を踏まえ、同年10月、投資者教育の充実の観点から、①各業界団体との金融商品等情報のネットワークの構築や、②各業界団体が行う学校教育支援事業に関する情報を一覧的に紹介するサイトを新設するなど、「消費者情報コーナー」の拡充を図ったところである。

- 「消費者情報コーナー」の内容
 - ① 金融商品等に関する情報
 - ・ 消費者保護制度の概要
 - ・ 金融商品等に関する基礎知識
 - ・ その他の消費者情報
 - ② 学校教育支援事業のご紹介
 - ・ 教材等の提供
 - ・ 講師の派遣
 - ・ 各種セミナー・見学等
 - ③ 免許・登録等を受けている業者一覧
 - ④ 金融に係る講演会等のご案内
 - ⑤ 金融早わかりQ & A
 - ⑥ 苦情相談窓口について

4. 投資コンファレンスの開催

13年11月、個人投資家との直接対話の機会を図るため、金融庁、日本証券業協会及び株東京証券取引所と共催して投資コンファレンスを、東京で開催した。

5. 金融広報中央委員会の活動への協力

金融広報中央委員会が行う、各種の金融知識普及活動に対し、協力を行っている。